

賛助会員の変更

2022年4月1日より、賛助会員の区分を変更することになりました。
従来の賛助会員Aの範囲を、団体・法人の賛助会員とし、個人賛助会員をE会員とします。

また、新しく定款上に定める賛助会員（法人）のうちで、求人情報のホームページ掲載及び出版物への広告掲載をのみを希望する会員を賛助会員Fとします。

1. 賛助会員区分

| | |
|------------|---|
| A会員 | 定款上に定める賛助会員のうち団体・法人賛助会員 |
| B会員 | 正会員の資格はないが、病院などの医療社会事業分野の施設、機関等で現職のMSWとして相談業務を行っている者で、養成機関もしくは教育機関において将来会員としての要件を満たすべく勉強中の者 |
| C会員 | 医療社会事業分野における現役を定年等で退職したOB会員 |
| D会員 | 社会福祉士又は精神保健福祉士、社会福祉主事の任用資格を取得すべく社会福祉系の学校に在籍中の学生会員とし、対象者は以下の者とする。 ・ 社会福祉系4年生大学、および短期大学 ・ 社会福祉専門学校(通信過程を含む) |
| E会員 | 定款上に定める賛助会員のうち個人賛助会員とし、1年ごと継続の是非を問う |
| F会員 | 定款上に定める賛助会員(法人)のうちで、求人情報のホームページ掲載及び出版物への広告掲載をのみを希望する会員 |

2. 会費の規定

| | | 入会費 | 年会費 |
|---------|---------|---------|---------|
| 正会員 | | 3,000円 | 12,000円 |
| 準会員 | | | |
| 賛助会員 | A会員(団体) | | 50,000円 |
| | B会員 | | 12,000円 |
| | C会員 | | 6,000円 |
| | D会員 | | 6,000円 |
| | E会員(個人) | | 20,000円 |
| F会員(団体) | | 30,000円 | |

3. 総会、出版物、研修会（新人研修会とグループスーパービジョン等の通年研修）、講座（夜間等に行われる会員向け研修会）等への参加については以下の通りです。

| | 定期総会 | 研修会 | 各種講座 | 出版物 | 協会ニュース | 求人情報 |
|-----|-------|------|------|-----|--------|------|
| A会員 | 議決権なし | 参加不可 | 参加可 | 配布可 | 配布可 | 掲載可 |
| B会員 | 議決権なし | 参加不可 | 参加可 | 配布可 | 配布可 | — |
| C会員 | 議決権なし | 参加不可 | 参加可 | 配布可 | 配布可 | — |
| D会員 | 議決権なし | 参加不可 | 参加可 | 配布可 | 配布可 | — |
| E会員 | 議決権なし | 参加不可 | 参加可 | 配布可 | 配布可 | 掲載可 |
| F会員 | 議決権なし | 参加不可 | 参加不可 | 配布可 | 配布不可 | 掲載可 |